

# 台北の都市計画、1895~1945年 —— 日本統治期台湾の都市計画

神奈川県都市部都市政策課 越沢 明

Planning History of Taipei under the Japanese Rule, 1895-1945

by Akira KOSHIZAWA

## 概 要

本稿は1895~1945年に日本の統治下にあった台湾の都市計画の特徴について最大の都市である台北を例にとり取りまとめたものである。

台北の市区改正の実施の契機は、不衛生な都市環境の改善であり、そのために下水道の敷設と道路の改良が実行された。それを推進したのは、後に日本内地の都市計画の発展に大きな功績を残す後藤新平であり、下水道敷設のプランをつくったのは日本の近代上下水道の基礎をつくったバルトンであった。

1932年に郊外地の開発を目的とする近代的な都市計画が策定された。そのプランは公園道(ブルバール)を重視し、新市街地の軸線として用いている。1937年の都市計画法制度の整備以降、土地区画整理により、新市街の開発が着手されている。

戦後、中華民国になってからの台北都市計画の街路、公園は戦前のプランがほぼそのまま継承されている。また法令もそのまま採用され、用途地域、土地区画整理など、制度でも今日の台湾の都市計画に影響を与えている。

KEY WORDS ---- Taipei City Plan、Government General of Taiwan、  
Taiwan City Planning Law 1936、Shinpei Goto

## 1. はじめに

本稿は戦前、日本統治下にあった台湾の都市計画の歴史について、台北を中心に取りまとめたものである。

本稿は戦前日本の植民地、占領地の都市計画に関する一連の研究(1)のひとつとして、取りまとめたものである。台湾総督府の都市計画の発端をつくったのは後藤新平であり、後藤の日本内地における都市計画の分野の功績を考えると、官僚政治家としての最初の仕事であった台湾時代の業績を明らかにすることは、近代日本都市計画の研究上、意味を持っている(2)。

また台湾は韓国と並んでアジアにおいて日本に次ぐ経済発展を実現させており、しかも都市計画制度は戦前日本統治期の影響のため、日本のものと似かよっている部分(土地区画整理=市地重画や用途地域など)が存在する。東アジアの都市計画の交流と相互比較をするためにも、戦前の台湾の都市計画の状況を研究することは、一定の意味を持っていると思われる。

## 2. 黎明期の市区改正 —— 都市衛生の改善

### (1) 市区改正と都市計画の時代区分

日本統治期(1895~1945年)の都市計画は大きく2つの時代に分けられる。前半は、都市計画が「市区改正計画」と称された時代である。この時代の都市計画はいわば絶対主義都市計画であり、都市計画の目的は政治経済に必要なインフラストラクチャー(道路、公園、上水道、下水道など)を整備することであった。事業手法も単純であり、必要な用地を無償収用したり買収した上で工事を施行するのみであった。

1936年に台湾都市計画法令が公布された。これに先立ち1932年に告示された大台北市区計画の内容は市区計画の範疇を超えており、近代都市計画そのものであった。この計画のための準備。調査は1930年に開始されている。1936年以降は台湾の近代都市計画の時代であり、1930~35年は市区計画から近代都市計画への移行の時期であると筆者は考える。台湾都市計画法令は都市計画法規に建築法規、土地区画整理法規が合体されており、内地の都市計画法規の運用を踏まえて策定されたもので、内地の法規をより改善した点が存在する。

1932年の台北市区計画(都市計画法制定後は都市計画と称す)は公園系統にすぐれ、事業手法としては土

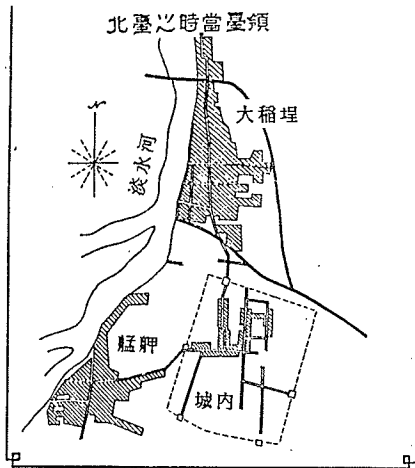


図1 1895年の台北三市街

地区画整理、地帯収用などを導入している。また用途地域も指定している。都市計画税や受益者負担金など財源の制度も整備されている。

このような近代都市計画の制度とプランは、戦後もほぼそのまま継承された。今日の台湾の都市計画の原型は、戦前に形成されたものである。

#### (2) 市区改正の発端 — 都市の衛生問題

1895年（明治28年）当時、台北は3つの市街地より形成されていた（図1）。このうち艋舺（万華）、大稻埕は淡水河の水運で成長した市街地であり、城内は1874年（光緒元年）の台北府設置によつて建設された官衙地区であつた。

当時、台湾ではマラリア、ペストが流行し、市街地の衛生状態はきわめて劣悪であつた(3)。アヘンの取締と都市の衛生問題は、日本が台湾統治初期においてまず第一に取組まねばならない課題であつた。この対策について後藤新平（内務省衛生局長）の建議（1895年12月）が採用され、翌1896年6月に後藤新平は衛生顧問として渡台し、台湾の衛生行政を指導した。この結果、アヘン取締、予防検疫、医院設置などの施策が実施されるようになるが、都市の衛生問題のための重要な施策として上下水道の整備と市区改正の実施が取り上げられたのである。

1896年8月、後藤新平の推薦によつてバルトン（William K. Burton, 内務省雇技師）(4) が全島の上下水道の調査のために、渡台した。バルトンは1897年4月に次のような内容の報告書を提出した。

・第一に台北、第二に基隆、第三に台南、安平、澎湖島、嘉義等の順で速かに衛生工事を必要とする。

- ・台北では水源を至急選定すべきであるが、井戸があるため、下水工事の着手を優先すべきである。
- ・そのために「第一に台北市街設計図なるものを調製し」「幅員を定め道路を開削し、之に附随する下水道は則ち同時に之を敷設」すべきである。

台湾総督府はこの提案を受け入れ、台北で下水工事と道路の拡幅工事の両者を併せて進めることを得策と判断し、その設計大綱を立て、工事を開始した。下水道は開渠式合流式とし、府後街、府前街、北門通りに下水溝が整備され、従来の悪臭に充ちた市街地の衛生状態は著しく改善された。これが台北の最初の市区改正である。つまり、台北の都市計画は、都市の衛生問題の改善を目的として始まったのである。

1898年3月、後藤新平は児玉源太郎総督の下で民政長官に就任し、以後1907年に満鉄初代総裁として転出するまで台湾の行政全般に辣腕をふるった。後藤新平は上水道を鉄道、土地調査、築港、官舎建築と並ぶ五大事業として推進した。後藤新平とバルトンは台湾の上下水道整備の基礎をつくった二大功労者であつた。

### 3. 1905年の市区改正計画

#### (1) 市区改正計画の決定

1898年4月、台湾総督府内に台北市区改正委員会が設置され、調査立案が着手された。審議を経て1905年7月市区改正規画方針が決定され、同年10月台北庁告示第199号として市区計画が公示された。これが1932年3月まで効力を持った台北最初の全市的な市区改正計画であつた（それまで城内、南門及東門付近の部分的な市区改正が告示されていた）。

人口については、月平均増加率2.5%と予想し、25年後の1929年人口を15万人とした。この予想人口と人口密度（1人当り面積）の標準（城内25坪、南門外と東門外20坪、艋舺12坪、大稻埕10坪——城内は公共用地が多いため標準を高めにしてある）の関係より、計画区域を決定した。

街路系統は、市街が南北に細長いため南北の幹線道路、大稻埕と城内を結ぶ東西の幹線道路を基準とし、街区は長方形（80間×40間）とした。台北の風向は東風が多いため、道路を東西方向よりも少し東北に振り、各街区の風を受ける面積を多くし、光線が十分に受けるように考慮した（図2）。

臺北市地圖

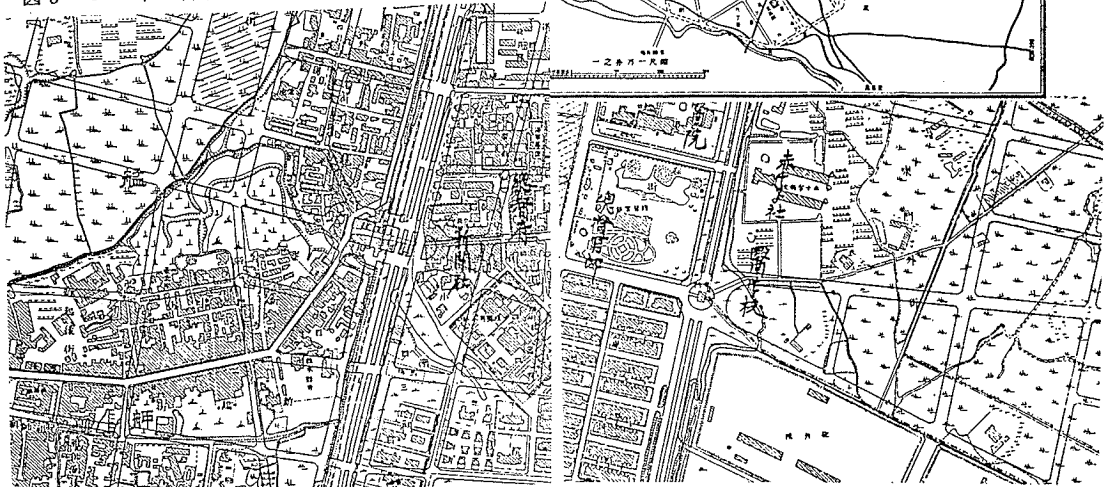
(大正九年制定都市計畫)

圖2 1905年の台北市區計畫

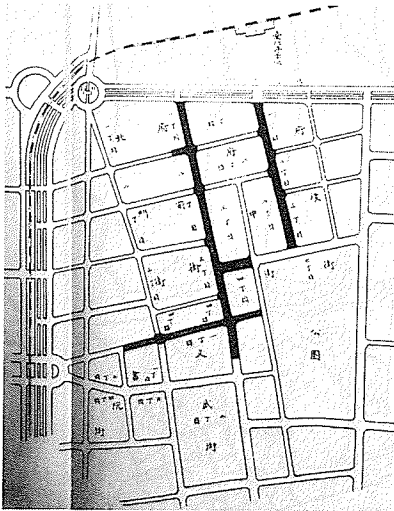
實線は1920年当時完成、  
破線は未完成の市區計畫道路。



圖3 1905年の台北市區計畫 (部分拡大)



市区改築 4街路



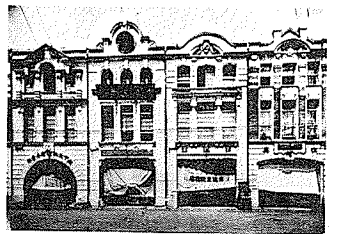
府中街 5 丁目 (改築後)



府前街 3 丁目



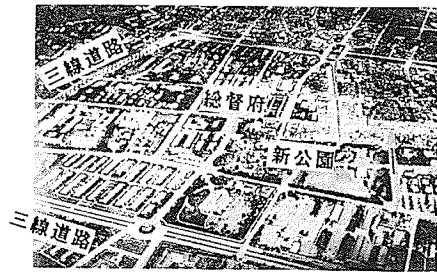
府中街 5 丁目 (改築前)



府中街 3 丁目



三線道路



台北城内の俯瞰と三線道路

魴舂、大稻埕では在来道路を無視する道路新設は経費がかかるため、在来道路をなるべく利用して改良するよう設計した(図3)。

城壁は撤去し、その跡地は幅員25~40間の遊歩道路とした。この道路は二列幅3mの植樹帯を設け、中央は車道、両側は歩道とした。歩車道が三列あるため、「三線道路」と称されるブルーパールであった。

三線道路の工事は1910年に着工し、1913年全線が完成した。城壁撤去に伴ない当初は城門も撤去することになっており、西門が取り壊されたが、児玉総督と後藤長官の指示により残りの4つの城門はすべて保存することになった(5)。壊された城壁の石材は下水溝の築造に再利用された。

1908年(6)市区改正計画にもとづき、城内に台北公園(新公園と一般に称す、面積7.83ha)が開設され、公園内には熱帯樹が植栽された。

(2) 災害と都市改造

既成市街地の都市改造について、その実施の契機をつくったのは1911年8月の60余年ぶりの大暴風雨であった。この風水害のため、魴舂、大稻埕ばかりでなく城内までも冠水し、在来家屋は土角(日干し煉瓦)造であるため、倒壊してしまった。総督府はこれを絶好の機会として、土角造の建築は絶対に許可せず、城内の都市改造(当時の用語では市区改築)を実施したのである。

台湾総督府は官民合同協議によって4街路(府前街、府中街、府後街、文武街)の家屋改築計画を樹て、新築家屋は市区改正道路境界線まで後退させ、三階建以上の煉瓦造またはコンクリート造の不燃建築とし、軒高と窓の高さはある程度揃えるという内約を得、さらに建築設計はすべて総督府で面倒を見る代わりに、必ずこれを実行するという同意を得た。台湾総督府は台

湾銀行の協力を得て低利建築資金も斡旋することにし、1913~14年に改築を実施した。こうして洋風の堂々たるファサードを持った街並みが出現した。このような一定の建築様式と構造の連続式建物から成る中心市街地を持った都市は当時の日本内地にはどこにもないのであった。

駑舁、大稲埕の中国人地区の建物もしだいに市区改正の実施にともなって二、三階建の煉瓦造の建物に改築されていった。

### (3) 台湾家屋建築規則と享仔脚

上記の市区改築では台湾家屋建築規則（1900年8月公布、律令第14号）の規制をクリアーした家屋が新築されている。

台湾家屋建築規則は全9条、その施行細則（1907年7月）は全25条の簡単な建築法規であるが、1936年の台湾都市計画令公布まで使用されている。この法規には次のような特徴がある。

- ①道路沿いの家屋は「担庇アル歩道（享仔脚）」を設けなければならない。
- ②道路沿いの家屋は建築線を超えてはならない。
- ③道路に面さない家屋は周囲に12尺以上の空地と幅6尺以上の通路を設ける。
- ④土角を建築材料としてはならない。石、煉瓦、人造石、金属、木材を構造とする。屋根は瓦、金属材等の不燃質材料とする。
- ⑤鼠族の出入を防止する。
- ⑥地方長官の家屋改築、取壊命令に従わないときは地方税をもって施行し、その費用を義務者より徴収できる。

このうち①、④、⑤は台湾の風土と在来建築の状況を反映した特色ある規定である。

享仔脚は道路沿い家屋の一階部分をセットバックさせ、公衆の通路としたもので、日射しと降雨を防ぐためのものである。これはもともと亜熱帯に適應した建築形態として台湾以外の地方でも存在する。この享仔脚を必須のものとして義務づけたのが、台湾家屋建築規則の一大特徴であり、非常にすぐれた制度であった

享仔脚を設置すべき前面道路の幅員と享仔脚の幅は地方長官が定めることになっており、幅員7m以上の道路に面する家屋で3.6~4mセットバックさせることが標準的な規定であった。

享仔脚のために提供された用地は民地であるが、地租を免除されている。享仔脚はテーブルや椅子を置き、

その付近の住民の生活の場としても使用され、都市住民の重要なsemi-publicな空間となっていた。

### (4) 律令第30号と事業財源

「市区計画上公用又ハ官用ノ目的ニ供スル為予定告示シタル地域内ニ於ケル土地建物に關スル件」（1899年11月公布、律令第30号）は1936年までは唯一の都市計画に關する法規であった。

律令第30号は市区計画で決定された公園、道路、下水、その他告示された地域内では建築行為と開発（土地の形質の変更）は地方長官の許可を必要とすることを規定している。このような都市計画制限に相当する規定はあったが、地域地区制、事業費の負担者、都市計画税、受益者負担制度、土地区画整理など近代都市計画法規に必要な諸規定は市区改正時代にはなかったのである。

道路、公園など市区改正により公共用地となる用地の取得については、用地を無償で官に提供する清朝時代の旧慣にもどづき、台湾総督府も無償としていた。しかし1905年の西門町榕円公園付近の市区改正にあたって、関係地主・家屋所有者300余人は、補償の陳情を出した。このため、1907年度より時価の半額で用地を買収するやり方が採られた。

1920年までの地方行政は官治行政であり、市区改正事業も国の事業として国費で台北県（1901年以降は台北府）において施行した。しかし1920年に地方制度が改革され（廢庁置州、市制の導入）、市区改正事業が市街庄の施行になってからは、地方財政が弱体であり、しかも財政事情が悪いときは市区改正は後送りの扱いを受けがちであるため、台北を含めて各都市の市区改正事業の実施はほとんど休止状態となってしまった。

市区改正事業の停滞は衛生保健上、看過できないため、1927年度の京町通り、樺山町通り（市役所前縦貫道路）の各市区改正工事に対して国庫および州費より事業費の1/3づつ補助をすることになった。これが市区改正事業に対する国庫・州費の補助金の始まりである。

## 4. 1932年の大台北市区計画

### (1) 大台北市区計画の決定

台北の人口増加は1905年計画の予想を上回り、1920年には17万1002人となり、市区計画区域内には開発余地はなく、市区計画区域外にも家屋が建てられた。そこで台北の将来発展を見すえて、根本的な市区拡張が

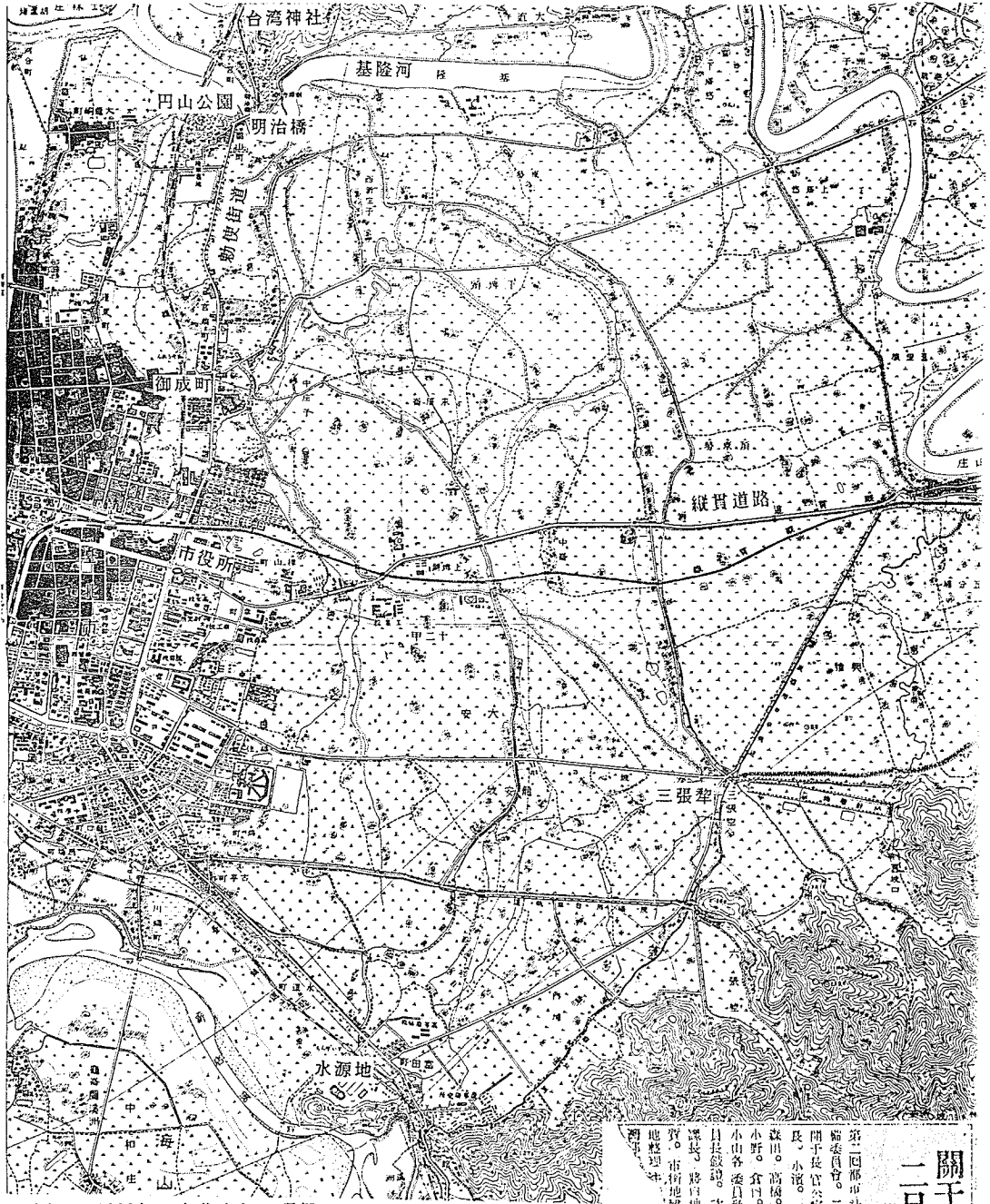


圖 4 1929年の台北東郊の現況

### 關於都市計畫法案 二日開準備委員會

#### 各員質問主管事務

第二回都市計畫法施行準備委員會 即各關切都市計畫法之  
 備委員會。二日午前九時 在館。地域、地籍制度。  
 關於長官公室、平塚委員 受益者負擔制度。都市計  
 畫、小池、石井、水原、地籍制度、都市區畫整理  
 課長、高橋、江藤、中島、制度、建築物制限。  
 小野、倉村、松本、井手、藥物敷地制、  
 小山各委員發問。平塚委員發問。發問。  
 局長發問。次由木原土木  
 課長、將向地都市計  
 畫、市街地地  
 地整理課。

1935年 8月の都市計畫法施行準備委員會  
 に関する中国語新聞の報道

必要であると当局は判断し、1930～31年度に大台北市区計画策定のための測量調査を実施し、立案を進めた。1931年10月、台湾総督府市区計画委員会（1910年5月設置、従前の台北基隆市区計画委員会に代わるもの）に計画案を付議し、9回にわたる審議を経て、1932年1月に大台北市区計画を決定した。この計画は同年3月7日、台北州告示第54号として公示された。

将来人口は1955年で60万人を想定し、計画区域は交通機関を利用した30～40分圏（半径6km）を想定して6676haであった。これは1905年の計画と比べるとそれぞれ、4倍、9倍半となっている。山地、河川、低湿地などを除いた利用可能面積は4780haであり、人口1人当たり面積は80㎡とした。台北では東の山地、北の基隆河、南の新店溪に囲まれた地域に平坦地が広がっており、この地域全体が新たに市区計画地域に取り込まれた（図5.6）。

## (2) 大台北市区計画の特徴

大台北市区計画の主な内容は郊外地への道路と公園の新設である（1937年の台湾都市計画令施行以後に土地地区画整理と用途地域が決定されるが、1932年当時はまだこのような制度はなかった）。

道路は旧市区計画道路よりも一段と広幅員のものが配置され、既設道路の一部も拡幅する計画となっている。幹線道路は大むね3つのランクに分かれる。最大幅員（60～80m一部は100m）である公園道（parkway）5本が東西・南北に骨格として配置され、それを補うように幅員40mの幹線道路12本が東西・南北に配置されている。このような幹線道路網の間に幅員30m、25m、20mの補助幹線道路が挿入されている。

道路の一部は堤防、下水道、公園を兼ねた機能を持つように計画された。

淡水河、基隆河沿いには防水堤防を兼ねた街路二路線（第49号、第50号）が予定されている。

道路中央に下水溝（幅13mと10m）を設けた二路線（特殊街路1号、2号。幅員47mと40m）は東部方面予定市街地の排水を良くするための幹線下水道を兼ねていた（図8）。

台湾総督府を起点とし東門に抜ける道路は幅員40mに拡幅され、さらに公園道路第4号となっている。この東西道路は計画区域全体の東西軸線となっており、総督府へのビスタ（vista）を考慮している（この道路は現在の台北の東西軸線である仁愛路である。）

1932年市区計画の特徴は公園を重視し、公園系統

（park system）をつくりあげたことである。台北の既設公園（三線道路、新公園、円山公園、龍山寺公園の4カ所）は面積49ha、人口23万人に対して1人当たり2.2㎡という低い水準であった。亜熱帯である気候条件を考慮し、防空、市民の保健、災害の避難、暑熱の緩和（台北は三方が山地のため、ヒートアイランド現象が予想された）のために、公園・緑地の整備を重視した。新設公園は17カ所であり、既設公園と将来設置する小公園（児童遊園など）を加えると、利用可能地の10%が公園用地で、計画人口60万人に対して1人当たり8㎡となった。計画区域内のどの地点からも1km以内で公園に到達できるよう配置を考えた。

新設公園は新市街地の要所に大規模なもの（面積10～30ha）が7カ所配置されている外、基隆河と淡水河のリバーサイドに大規模な公園が計画されている。前者は円山公園の周囲に5カ所の公園が一体となっており、対岸の台湾神社と一体となる風致景観を想定したものである。後者は水源地に隣接した公園2カ所、面積71.3haである。こうして北と南の市街地境いに大規模公園が配置された訳である。

このような新設公園はいずれも広幅員の公園道路で結ばれている。これはポストンやカンサスシティなどの公園系統に影響されたものであろう。

台北の公園道路の特徴は、幹線道路網の最大の軸線となっていることであり、しかも公園道が交差する2カ所の地点では幅員が100mまで拡大されている。これは交通処理以外に、都市景観上の核としての機能を持たせるためのものであったと思われる。

1932年の台北市区計画のように大規模公園と公園道路を配置した公園系統を法定都市計画とした実例は日本では内地・外地を含めて台北が最初であった。内地における東京緑地計画協議会（1932年8月～1939年4月）はまだ開始されていない。満州国では新京（長春）哈爾浜などで公園系統を持った都市計画の立案作業が丁度、開始された頃であった。

以上のように1932年市区計画は1905年市区計画と比べて計画技術上、質的な転換を遂げている。この1932年のプランニングの責任者は小野栄作（土木課技師）であった(7)。

## (3) 台湾都市計画令の公布

市区計画の事業化を画するためには、都市計画の財源の確保、土地地区画整理などの宅地開発の手法、地域地区制による建築コントロールなど近代都市計画制度の

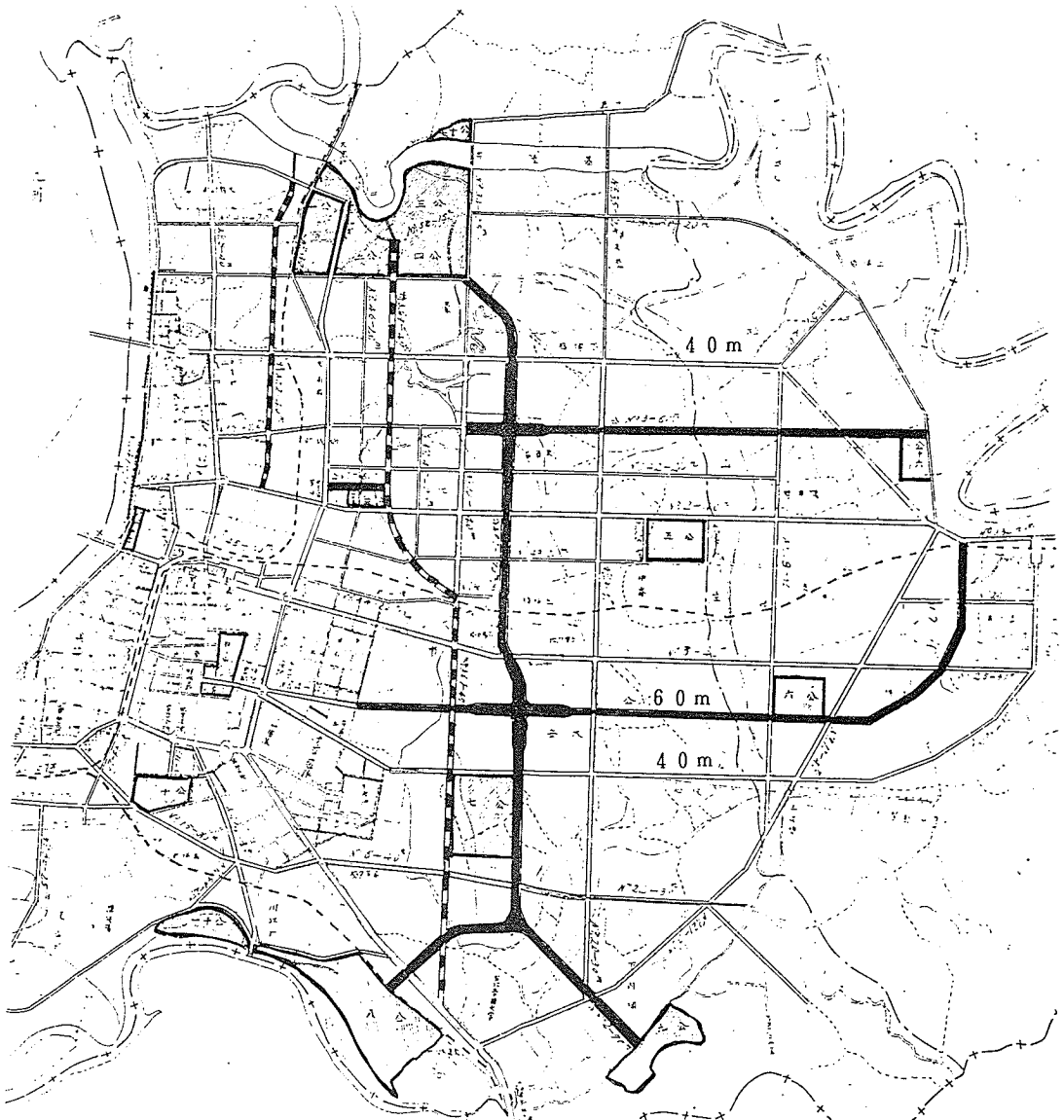


圖5 1932年の台北市區計畫街路及公園圖

太線は公園道、破線は特殊街路。

特殊街路標準断面圖

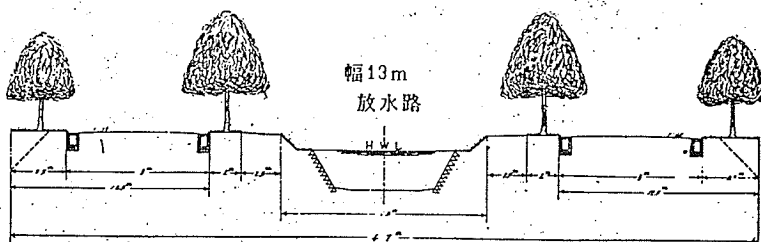


圖6 特殊街路標準断面圖 (幅員47m)





図7 1932年計画 (台北駅西側部分)

整備なしではもはや実現は不可能であった。

台湾総督府における都市計画法制調査は、内地の1919年都市計画法公布に刺激されて、1921年と1924年の2度、実施された。その内容は内地の法律を勅令で台湾に施行する案であったが、実現しなかった。その理由は不詳であるが、1920年に朝鮮総督府においても「朝鮮の民度ニ鑑ミ時期尚早ナリ」として法制化が見送られているため(8)、台湾の事情であったと思われる。

1927年、台湾総督府内務局土木課は再び法制化の究を進め、関係各部署の合議をみたが、公布に至らなかった(これは当時、後藤新平のような都市計画に理解のある首脳が総督府にいなかったためではないだろうか。ちなみに朝鮮で都市計画法規起草を命じた政務総督池上四郎は大阪市長時代に関一を助役に迎え、都市計画を推進した人物である。)

朝鮮では1934年6月、朝鮮市街地計画令が公布された。元来、市区改正の取り組みが台湾より遅かった朝鮮で先に都市計画法制がつくられた(朝鮮の建築規則は1913年2月に公布され、台湾よりも遅い)。

このことがこれまで腰の重かった台湾総督府の当局者を刺激したものと思われる。1934年9月、台湾総督府内に都市計画法施行準備委員会が設立され、1935年2月と8月の会議で律令をもって台湾独自の立法を行なうことを決定した。その後の起草審議を経て1936年8月27日に台湾都市計画令(律令第2号)が公布され、翌1937年4月1日より施行された。

1935年夏季、都市計画令の原案起草のために小栗忠七(内務省都市計画課属、土地区画整理など法規に詳

しい専門家)が台湾に招かれた。従来、内地の都市計画法では土地区画整理に関する法規定が不充分であった。台湾都市計画令には土地区画整理に関する条項がきわめて詳細で充実していることは小栗忠七の内地法の不備を補おうという考えが作用したことは間違いない。また享仔脚のような台湾で実績のある独特の制度はそのまま台湾都市計画令に取り込まれている。

表1 台北の都市計画事業費

年度	事業費	備考
1934	196 千円	計画令施行前
1935	368	年平均314千円
1936	377	
1937	1,328	計画令施行後 年平均831千円
1938	998	
1939	552	
1940	573	
1941	704	

## 5. 都市計画事業の実施

### (1) 財源

台湾都市計画令の施行によって都市計画特別税と受益者負担金制度が創設されたため、財源確保に大きな効果があり、都市計画事業の規模は1937年度より増大している(表1)。

台北では都市計画税は1937年度より徴収されている受益者負担金は道路と下水道に適用され、1938年度、39年度にそれぞれ規程が公布されている。受益者負担金は新設の場合は事業費の3分の1以内の限度、徴収できることとなっていた。

このように財源が確保されたため、国庫および州費補助については、補助率が従前の3分の1から、4分の1に引下げられた。

### (2) 地帯収用 —— 建築敷地造成事業

台北市役所前から明治橋に至る勅使街道(3190m、幅員14m)は1901年に台湾神社の建設と共に参拝道路として整備した道路であった。しかし街路樹と電柱のため有効幅員は10mにすぎず、北投温泉、淡水方面に通じる幹線道路として交通量が増加し、交通混雑が深刻となっていた。

紀元2600年記念事業として台湾神社が拡張されるのに合わせて、勅使街道を全線幅員40mに拡張し、高速

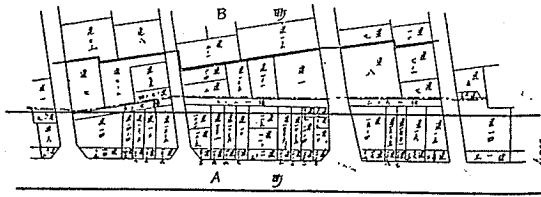
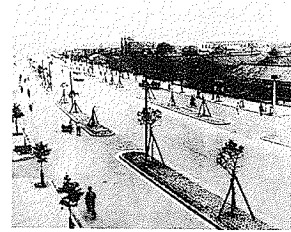


図8 御成町の道路拡幅



勅使街道 五線道路 幅員40m

深路の断面

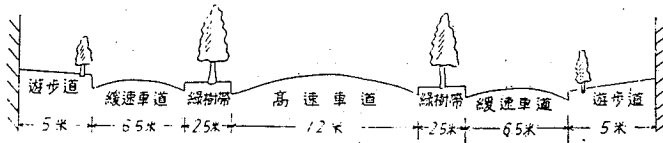


図9 勅使街道の断面図

・緩速車道、歩道に分離した五線道路とすることにした。道路上の架空線は認めず、すべて地下に埋設した(図9)。当局は東京市の昭和通り、大阪市の御堂筋と並ぶ三大道路にしようとした。道路工事は1936年~40年度に実施され、1937年度より事業費の4分の1の受益者負担金を徴収している。これが今日、台北を代表するメインストリートである中山北路である。

勅使街道の拡幅にあたって御成町1~3丁目の東側は奥行19~23mにわたって道路用地として切り取られることになった。これをそのまま放置すると従前の裏側の土地所有者が表通りに面して開発利益を得てしまう他に、不整形・過小敷地が生じるため、社会公平と土地利用、都市美の観点から問題が生じることになる。そこで台湾都市計画令第10条にもとづき、この地区を地帯収用の上、建築敷地を造成し、交換・売却することにした。これが都市計画令にもとづく台北の最初の面整備事業である御成町建築敷地造成事業であった(造成前の土地2890坪で49筆、坪当りの平均買収単価42.76円、建物棟数27棟うち住宅23棟;造成後坪当り平均売渡単価62.81円で102筆)。この事業は1938年5月13日に施行認可され、翌1939年2月25日に換地処分された。

### (3) 土地区画整理

台湾都市計画令の施行により面整備の代表的な手法である土地区画整理が可能になった。東部の市街予定地一帯に1937年6月13日、台北都市計画土地区画整理

(つまり土地区画整理を施行すべき区域)が決定された。その区域は第1号~第3号の三区域、計1038.69ha(その後33.06haを追加)であり、設計については区画道路の幅員は6m以上、公園面積は地区面積の3%という方針が示されていた。この規定により都市計画土地区画整理区域の一部で、台北市長施行による土地区画整理が実施された(1942~43年度に完了)。

幸町	102.7 ha	1939.2.18認可
勅使街道沿線	84.3 ha	1939.10.24認可
第三高女付近	109.0 ha	1940.11.14認可

この他1945年までに水道町9.92haが都市計画決定され、うち5.8haが認可されている。また三張犁沿線(第5号区域)143haが決定申請中であった。

都市計画土地区画整理区域のうち約3分の2は事業化がなされていないが、この区域についても1942年当時で現況調査を進め、建築線を将来の街路計画に一致させるなどの準備作業を行っていた。1942年当時、今後10年計画で土地区画整理の実現を図るという方針で取組んでいた。

### (4) 公園

川端公園(第8号公園、59.9ha)のうち、9.9haは競馬場、台北市農園となっていたが、その隣接地3haを整備し、1938年に開設している。さらに隣接地を借地して、施設整備と植樹に着手していた。

既設の台北公園は1936年に大改造をしている。土地区画整理で用地確保された小公園11カ所については1942年度に工事を行っていた。

表2 台北都市計画地域（1939年）

地 域	面 積 (ha)	比率 (%)
住居地域	2,710	40.6
商業地域	809	12.2
工業地域	543	8.1
未設定地	376	5.6
無設定地	1,752	26.2
利用不能地	486	7.3
合 計	6,776	100.0

(注) 未設定地、無設定地等の用語は原資料のまま。

#### (5) 街路

街路事業は勸使街道以外に、特第1号路線（1933～42年度、延長6410m、現・新生路）、三張犁道路（1942～44年度、延長5380m、勸使街道と同じ断面構造、現・信義路と基隆路）が完成し、公園道路第4号路線、川端町道路などが着工されていた。

#### (6) 下水道

1938年度より改良下水道の調査に着手し、緊急を要する1696ha（特第1号路線と都市計画街路第41号線＝現・環河路に囲まれた区域）について排水計画を策定し、1941年度に都市計画改定のための申請を出していた。汚水処理場は2カ所、設置する計画であった（活性汚泥法）。放水路3本のうち2本は特第1号、第2号路線を利用している。

#### (7) 用途地域

用途地域を実施するため1939年度より市街地の建物用途現況調査を開始し、原案作成を経て1940年2月に認可申請を出した。1941年11月、総督府指令第1004号で用途地域が指定された（表2）。

この用途地域決定の作業を担当したのは中村綱（土木課技師、愛知地方委員会技師時代に石川栄耀と共に名古屋の区画整理を推進した）であり、中村の持論である適地主義(9)に拠る地域指定を行なった。また中村は、詳細な内容の技術基準を作成している（地域決定標準、1938年4月21日付の内務局長通達）。

#### (8) 建築の接道義務と建築線

台湾都市計画令には内地の法規にはない独特の規定が存在する。それは一言で言えば「計画なき所に建築を認めず」という都市計画論のひとつの理想的な姿を制度化したもので、見方を変えれば、建築の自由を否定した「乱暴な」考えであった。

令第29条は建築物は道路敷地に接する義務があることを規定している。ところが令第41条は、都市計画における道路とは都市計画決定された道路・道路予定地および土地区画整理の設計書で告示された道路・道路予定地に限ると規定した。つまり上記の告示がかぶらない在来の道路は法的にはすべて道路とは認めず、建築を認めないということである。この結果、都市計画区域内においては未計画・未整理地は建築禁止区域となったのである。

都市計画が行政部局内で決まると、その告示の前でも指定建築線によって建築を許可をし始めた。その指定方法は内地とは異なり、行政部局で立案した細道路計画の予定線に沿って、個々の建築出願の際にその敷地だけに建築線を切れ切れの形で指定するという方法が実行された。既述のように台北の土地区画整理の事業未認可区域では、将来の区画道路予定線にもとづく建築線指定が行なわれたもようである。

#### 6. おわりに

1945年8月の敗戦後（光復後）、台北を含めて日本統治期の法定都市計画はそのまま有効とされた。1950年代前半、台湾の各都市の都市計画が改定されたが、台北も含めて各都市の都市計画道路・公園などはほぼ、旧計画どおりのままとした。法規については1939年6月に国民政府が公布した都市計画法の内容は極めて簡単なものであり、光復後の台湾の日常の行政実務の使用に耐えるものではないため、戦前の台湾都市計画令がそのまま援用された（1964年9月の都市計画法の修正公布まで）。

現在、台湾で使用されている区段徴収（地帯収用）、市地重画（土地区画整理）という都市開発の手法は、日本統治期の都市計画の遺産である。ただし戦後の韓国と同様に1960年代に公布された都市計画法規は建築法規の条項が分離され、別法となった。

1932年の台北都市計画道路網は今日、ほぼ完成しており、1970年代以降、急速にビルトアップが進み、沿道に高層ビルが林立している。

(付記) この数年間、筆者と黄世孟副教授(国立台湾大学)は協力してそれぞれ日本、台湾で文献調査をしてきた。本稿では筆者の収集した文献以外に黄世孟副教授より提供された文献も使用しており、ここに深く謝意を表します。また佐藤昌先生(日本公園緑地協会会長)から資料の提供を受けたことに感謝します。

参考文献については本稿で直接使用したものに限定し、末尾に一括して掲げた(図面はいずれも筆者所蔵でその記載は略す)。

#### 注

- (1) 例えば、「植民地満州の都市計画」アジア経済研究所、1978年。「日本占領下の北京都市計画(1937~1945年)」「第5回日本土木史研究会発表会論文集」1985年。「哈爾濱の都市発達史(1896~1945年)(1)~(5)」「日本経済協会会報」1986年10月~1987年2月号。「朝鮮半島における土地区画整理の成立起源」「都市計画」別冊21号、1986年。
- (2) 後藤新平の台湾、満州における都市計画の分野の業績を取りあげ、近代日本都市計画の源流の1つとして植民地都市計画があるという観点を指摘したのは、越沢が最初である。前掲「植民地満州の都市計画」PP 29-33。
- (3) 在来道路は狭隘で屈曲していた。土角(日干し煉瓦)のため土を取るため、敷地内にいたるところに窪地があり、水がたまっていた。下水は道路上に排出され、下水溝はなく地下に汚水が浸透した。
- (4) バルトンは台湾での調査で、マラリヤに患い、健康を害して1899年に死去した。
- (5) 複数の原資料の記述に喰い違いと思われる箇所があるが、城壁の撤去は1900年に開始され、その際、城門を保存することになり、跡地を三線道路にする工事は1910年に着工されたとするが、正しいと思われる。
- (6) 1899年(明治32年)設置とした文献もある。いずれも台北市役所の刊行物である。面積については2万3664千坪という記述は一致している。
- (7) 従来の市区計画から脱却した将来の都市発展に対応した都市計画を策定しようという考えのもとに招聘されたが、小野栄作(都市計画兵庫地方委員会技師)である。

1934年8月当時、総督府土木課の職員構成は課長(事務官)1名、土木事務官2名、技師12名(筆頭は小野栄作)、属26名、技手60名、他に嘱託、雇、工手が多数いる。

土木課の所掌事務は上水、下水、河川、水利、都市計画、公園であった(営繕、鉄道、道路、港湾は別の課の所掌)。

- (8) 越沢明「朝鮮半島における土地区画整理の成立起源」「都市計画」別冊21号、1986年。
- (9) 中村綱によると用途地域決定の方法には1理想主義、2現況尊重主義、3適地主義の3つがある。台湾では3の方法を実践した。中村の論文には「地域指定に関する研究」(1)~(3)「都市公論」1934年4.5月、1935年10月;「地域制と適地論」「区画整理」1938年1月などがある。

#### 参考文献

- 1 台湾総督府内務局土木課「台湾都市計画関係法規輯覧」昭和15年。
- 2 同上「市区計画関係例規集」昭和9年。
- 3 同上「台湾に於ける市区計画」昭和4年。
- 4 同上「内務局主管土木事業概要」各年版。
- 5 (同上)「台湾都市計画講習録」昭和12年。
- 6 台湾総督府民政部土木局「台湾水道誌」大正7年。
- 7 台北市「台北市概況」各年版。
- 8 同上「台北市政二十年史」昭和15年。
- 9 台北市土木課「台北市土木要覧」昭和18年。
- 10 台北市区改正委員会「台湾市区改築記念」大正4年。
- 11 台湾通信社「台北市史」昭和6年。
- 12 中村綱「適地論による地域決定方法」「都市問題の基本問題」全国都市問題会議事務局、昭和13年。
- 13 野村一郎「台北の市区改正に就て」「都市計画講演」建築学会、大正7年。
- 14 「区画整理」誌各号。
- 15 「建築行政」誌各号。
- 16 土木学会「日本土木史 大正元年~昭和15年」昭和40年。
- 17 盧超訳「土地区画整理」地政局地籍測量人員訓練班、(1950年代)。
- 18 黄世孟「台湾都市計画歴史之初探(1895~1945年)」「都市与計画」12巻1号、民国74年。